

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市ヒトパピローマウイルス感染症任意予防接種費用助成金
補助事業等の目 標	ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差し控えによって定期接種の機会を逃した者がHPVワクチンの任意接種を受けた場合の費用を助成することにより、費用負担の公平性を保つ。
補助事業等の対 象 者	第1号から第6号までに掲げる要件を全て満たす者又は第7号に該当する者 (1) 令和4年4月1日時点で諏訪市に住民登録があること。 (2) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であること。 (3) 16歳となる日の属する年度の末日までにHPVワクチンの定期接種の3回目接種を完了していないこと。 (4) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 (5) 費用の助成を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。 (6) 他の市区町村から同種の費用の助成を受けていないこと。 (7) 市長が特に必要と認める者であること。
補助対象経費	任意接種を行った医療機関に対し支払った予防接種費用（最大3回接種分まで）
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の額とし、委託契約単価を上限とする。ただし、接種費用の支払を証明する書類の提出がない者については、委託契約単価を補助額とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 キャッチアップ接種が令和4年4月1日から行われていることに鑑み定期接種の機会を逃した者への公平性の観点から任意予防接種費用の助成を行うため
補助事業等の評 価	
補助事業等の開 始 時 期	令和4年8月1日
補助事業等の終 了 時 期	令和7年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の 公表の方法等	補助事案件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページに公表する。

<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<p>この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 定期接種 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第4項に規定する定期の予防接種をいう。</p> <p>(2) キャッチアップ接種 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）附則第5項の規定により読み替えて適用する同令第1条の3第1項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項に規定する対象者への予防接種をいう。</p> <p>(3) 委託契約単価 令和4年度における市が一般社団法人長野県医師会と契約した予防接種市町村間相互乗入れ業務委託書に定める委託契約単価をいう。</p>
<p style="text-align: center;">提 出 書 類</p>	<p>補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市ヒトパピローマウイルス感染症任意予防接種費用助成金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 被接種者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類の写し</p> <p>(3) 振込みを希望する金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し</p> <p>(4) 接種記録が確認できる書類の写し又は医療機関によるヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種証明書（様式第2号-2）</p> <p>(5) 接種費用の支払を証明する書類の原本</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p style="text-align: center;">担 当 部 署</p>	<p>諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康予防係</p>

令和 4年 8月 1日 制定（令和 4年 8月 1日 施行）